

情報提供

那医発第 257 号

令和 8 年 7 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

副 会 長 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

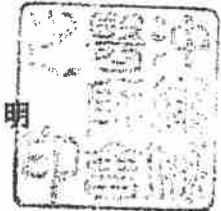
沖医発第 517 号

令和 8 年 6 月 29 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、厚生労働省から、保険薬局に関する事務連絡として「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」についての通知となっております。

また、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」では、保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与について、処方箋受付サイトを運営する外部事業者による利用患者への金銭等の提供について、調剤した薬剤の送料について記載されており、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止については」では、保険薬局が高齢者施設等からの金品等の要求に応ずること又は保険薬局が高齢者施設等に金品等を提供することについて、患者の紹介の対価であることを否定できない場合は、患者を紹介する対価としての経済上の利益の提供に該当するものであることがあらためて明確化されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」

（令和 8 年 6 月 24 日（日医発第 608 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 608 号（保険）
令和 8 年 6 月 24 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」

今般、厚生労働省より、保険薬局に関する事務連絡である、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する 経済上の利益の提供による誘引の禁止について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について」では、保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与について、処方箋受付サイトを運営する外部事業者による利用患者への金銭等の供与について、調剤した薬剤の送料について記載されており、

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する 経済上の利益の提供による誘引の禁止について」では、保険薬局が高齢者施設等からの金品等の要求に応ずること又は保険薬局が高齢者施設等に金品等を提供することについて、患者の紹介の対価であることを否定できない場合は、患者を紹介する対価としての経済上の利益の提供に該当するものであることがあらためて明確化されております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 1 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について
(令 8.6.23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)
- ・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する経済上の利益の提供による誘引の禁止について
(令 8.6.23 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 23 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3の2第1項に規定する
経済上の利益の提供による誘引の禁止について

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 の 2 第 1 項の規定「保険薬局は、患者に対して、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。」に関し、下記のとおりその規定の考え方を整理し、周知いたしますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与について

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与については、以下の考え方により、原則禁止しているところであり、保険調剤における一部負担金の 1 % 相当を超えてポイントを付与している場合は、地方厚生（支）局による口頭による指導の対象としています。また、口頭による指導を行い、その上で改善が認められない事例については、必要に応じて個別指導を行っていただくようお願いいたします（以下「口頭による指導」について同じ。）。

- ・保険調剤等においては、療養の給付に関する費用が中央社会保険医療協議会における議論を経て公定されており、ポイントのような付加価値を付与することは、医療保険制度上、ふさわしくないこと
- ・患者による保険薬局等の選択に当たっては、保険薬局が懇切丁寧に保険調剤等を担当し、保険薬剤師が調剤、薬学的管理及び服薬指導の質を高めることが本

旨であり、適切な健康保険事業の運営の観点から、ポイントの提供等によるべきではないこと

また、現金と同様の支払い機能を有するクレジットカード又は一定の汎用性のある電子マネー（交通系電子マネー等のタッチ式決済、QRコード決済又はバーコード決済等）による支払いに伴うポイントの付与（以下「クレジットカード等のポイント付与」という。）についても、患者の支払いの利便性向上又は保険薬局における事務の効率化の観点から、当面、やむを得ないものとして取り扱ってきたところ

です。

昨今、保険調剤等に係る一部負担金の支払いの際に、クレジットカード等のポイント付与に加えて、保険薬局又は同一グループの企業が独自にポイント制度を設けて付与しているポイント（以下「独自ポイント」という。）や、保険薬局がポイント事業者やポイント事業を実施する決済事業者へ手数料等を支払い加盟店となること又は保険薬局自らが決済事業者やポイント事業者となることで付与されるようになるポイント（以下「いわゆる共通ポイント」という。）を、重複して付与する事例が散見されます。

今般、クレジットカード等のポイント付与が調剤一部負担金の1%を超えることが見込まれる場合において、これに加えて独自ポイントやいわゆる共通ポイント等の付与を行ったときは、適切な健康保険事業の運営の観点から、地方厚生（支）局による口頭による指導の対象であることを明確化します。

また、クレジットカード等のポイント付与に加え、保険薬局が独自のポイントやいわゆる共通ポイントを上乗せして付与する場合には、それらの総計が保険調剤における一部負担金の1%を超えないことを地方厚生（支）局に対し説明する責任は保険薬局が負うものとし、これを果たさない場合には地方厚生（支）局による口頭による指導の対象となることを申し添えます。

なお、ポイントを用いて一部負担金を減額することを可能としているもの、一部負担金に対するポイントの付与について大々的に宣伝、広告を行っているもの（具体的には、建物外に設置した看板、テレビコマーシャル、保険薬局の外部から容易に視認可能な局内掲示等）についても、地方厚生（支）局による口頭による指導の対象としています。

（関連文書）

- ・「保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年9月14日付保医発0914第1号）
- ・「保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント付与に係る指導について」（平成29年1月25日付事務連絡）
- ・「医療機関等における一部負担金のキャッシュレス支払いについて」（令和5年9月29日付事務連絡）

2. 処方箋受付サイトを運営する外部事業者による利用患者への金銭等の供与について

保険薬局は、患者から一部負担金の支払いを受けることとされているとともに、その一部負担金の値引き等を行うことにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならないとされています。

昨今、保険薬局から登録料等を徴収して処方箋受付サイトを運営する外部事業者が、当該サイトを通じて調剤を受けた利用患者に対し、アンケート回答や当該サイト利用自体への謝礼等の名目で金銭の払い戻し又はそれに準ずるポイントの供与を行っている事例が見受けられます。こうしたサイトは、登録料等を支払っている保険薬局に患者を誘導するものであり、かつ、このようなキャッシュバックは、その名目如何にかかわらず、当該サイトを通じた経済上の利益の提供に実質的に該当するものであるため、当該サイトを通じて処方箋を応需する保険薬局は、地方厚生（支）局による口頭による指導の対象であることを明確化します。

3. 調剤した薬剤の送料について

保険薬局における患者等への調剤した薬剤の送付については、関係法令を遵守した上で、患者又はその家族等の同意に基づき、療養の給付と直接関係のないサービス等として、その費用の徴収を保険薬局が行うことができるとしています。

このような中で、調剤した薬剤の送付を行う保険薬局が、その送付に要する費用の一部又は全部を患者から徴収しないこととし、当該費用を減額又は無料化する旨の宣伝又は広告を行っている事例があります。こうした宣伝又は広告を伴う当該費用の減額又は無料化は、経済上の利益の提供による患者の誘引に実質的に該当するため、これらの宣伝又は広告を行う保険薬局は地方厚生（支）局による口頭による指導の対象であることを明確化します。

なお、処方箋に記載された薬剤について、その調剤のために必要な数量の在庫がなく、当該処方箋を応需した保険薬局から患者等に後日郵送することとした場合など、保険薬局側の事情に起因する薬剤の送付については、その費用を保険薬局が負担することとして差し支えありません。

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 23 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 の 2 第 2 項に規定する
経済上の利益の提供による誘引の禁止について

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 2 条の 3 の 2 第 2 項の規定「保険薬局は、事業者又はその従業員に対して、患者を紹介する対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。」に関し、保険薬局による高齢者施設等に対する経済上の利益の提供について、下記のとおりその規定の考え方を整理し、周知いたしますので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

昨今、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院等、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（以下「高齢者施設等」という。）に入所又は入居する患者の保険調剤を応需することの見返りとして、保険薬局に対して高齢者施設等の一部の事業者が金品等の提供を要求した事例が報告されています。

今般、保険薬局が高齢者施設等からの金品等の要求に応ずること又は保険薬局が高齢者施設等に金品等を提供することについて、患者の紹介の対価であることを否定できない場合は、患者を紹介する対価としての経済上の利益の提供に該当するものであることをあらためて明確化します。

なお、ここでいう「経済上の利益の提供」には、保険薬局が直接的に又は第三者を介して間接的に行うか否かにかかわらず、高齢者施設等への金銭の供与のほか、

明らかに服薬管理指導業務と関係のない物品やサービスの提供を保険薬局の負担により行うこと（寄付を含めて無償若しくは安価で提供すること又は無償若しくは安価で貸与すること。）も含まれます。

また、次に示す物品又はサービスについて、令和8年6月23日以降、保険薬局が新たに費用を負担すること又は継続的な費用負担を行うことは、「経済上の利益の提供」に該当することを明確化します。

- ・配薬カートや調剤棚等、高齢者施設等に備え付ける什器。

（なお、患者個別に用意する服薬カレンダーや服薬ボックス等について、保険薬局の薬剤師が服薬管理指導業務の一環として必要と判断した場合には、保険薬局の負担により手配することは「経済上の利益の提供」に該当しません。）

- ・高齢者施設等が利用するシステム（施設職員による配薬を支援するシステムや、入居者の見守りシステム等）の導入又は利用。

ただし、当該取扱いについてはこれまで明確化していなかったことを踏まえ、令和8年6月23日において現に保険薬局が継続的な費用負担により行っている行為については、令和9年5月31日までの間に限り、「経済上の利益の提供」に該当しないものとみなします。